

<p>件 名</p>	<p>亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>医療センター事務局 医事管理室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>人事院勧告を参考として病院事業企業職員の扶養手当の額を見直し、平成29年4月1日から段階的に実施することに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、要介護者を介護するため、人事院勧告を参考として、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できる介護時間制度を新たに設けることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 人事院勧告を参考として、満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子に係る扶養手当の額を見直すに当たり、当該子及び孫の定義を分けて規定する必要があるため、「扶養親族」の定義規定を整備します。なお、扶養手当の額については、病院事業管理者が管理規程において定めます。 <第4条関係></p> <p>(2) 介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとします。 <第19条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。ただし、一部を除く(1)の施行日は、平成29年4月1日とします。</p>		

亀山市条例第13号

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、同項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある
孫

第19条第2項中「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間（任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間をいう。）」と重複する期間を除く。）」内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定（第1号中「含む」の次に「。以下同じ」を加える部分を除く。）」は、平成29年4月1日から施行する。